

# アジア・太平洋戦争後における青年学校関係者による機会均等運動の再検討

—全国青年学校協会に注目して—

Reconsideration of Movement for Equal Educational Opportunities of Youth School Associations after World War II

大島 宏\*

OSHIMA, Hiroshi

**【要旨】** 本稿は、アジア・太平洋戦争後における全国青年学校協会の機会均等運動を再検討するものである。先行研究では、憲法改正案の教育条項の修正過程に注目し、青年学校関係者の機会均等運動が新制中学校の義務制の成立に決定的な影響を与えたと評価している。しかしながら、文部省の初等後教育制度改革構想の動向や憲法改正案に対する認識をふまえると、このような評価は妥当とは言い難い。むしろ、青年学校関係者の運動は、議会や教育刷新委員会への働きかけを通じて、初等後教育の後期の義務化をめぐる動向に影響を与えたのである。教育刷新委員会が決議第1回報告における「中学校に続くべき教育機関」として、「男女十八才未満のものは一ヶ年一定時間の普通教育を受くこととすること」を掲げたのは青年学校関係者の運動の成果であり、この点に運動の意義を見出すことができる。この高等学校のパートタイム義務制は制度化されることはなかったものの、新制高等学校発足の際には希望者全入の理念として引き継がれることとなった。

キーワード: 青年学校、機会均等、義務教育、戦後教育改革

## はじめに

アジア・太平洋戦争後の学校制度改革によって、小学校（国民学校）高等科、青年学校、中等学校（中学校・高等女学校・実業学校）に分化していた初等後教育機関は、中学校と高等学校に一元化された。

この改革に果たした青年学校関係者の運動の役割については、憲法の義務教育条項の修正過程を中心に指摘されてきた<sup>1)</sup>。特に、赤塚康雄は、「青年学校による機会均等運動の軸としての憲法改正案第二四条の修正運動は、前期中等教育の義務制成立に決定的ともいえる影響を与えた」と評価している<sup>2)</sup>。

とはいえ、青年学校（普通科・本科）の男子義務制が実施された1939年における青年教育系統の初等後教育機関への入学者は、小学校高等科入学者が108万4238人（男子60万8313人、女子47

\* 東海大学課程資格教育センター

万 5925 人)であるのに対して、青年学校普通科は 13 万 468 人(男子 5 万 7104 人、女子 7 万 3364 人)であった<sup>3)</sup>。小学校尋常科卒業後に青年教育系統の教育機関に入学する者のうち、青年学校普通科に入学するものは 1.2% に過ぎない。また、同じ年の青年学校普通科と本科の生徒数は、普通科が 23 万 6515 人(男子 9 万 9438 人、女子 13 万 7077 人)であるのに対して、本科は 200 万 9457 人(男子 151 万 9113 人、女子 49 万 0344)であった<sup>4)</sup>。青年学校(普通科・本科)の生徒数に占める普通科生徒の割合は 10.5% に過ぎない。このような実態や、男子については本科まで義務化されていたことを考えると、青年学校の中心は本科にあったと考えるべきである。

そうであるならば、アジア・太平洋戦争後の学校制度改革にあたって、青年学校関係者の関心は、前期初等後教育(中学校)の義務化だけにあったとは考え難い<sup>5)</sup>。青年学校の中心が本科にあったことに鑑みれば、これにくわえて後期初等後教育(高等学校)のあり方にも関心を寄せていたのではないだろうか。

また、青年学校関係者の運動に注目したこれまでの研究は、当時の研究状況もあり、文部省の動向をふまえてこれを位置づけているとは言い難い。筆者は、この間、アジア・太平洋戦争後の青年学校教育振興策や初等後教育制度改革、憲法教育条項の修正過程における文部省の動向に検討をくわえてきた<sup>6)</sup>。そこで、本稿では、先の問題意識にもとづき、文部省の動向をふまえつつ、全国青年学校協会の動向を対象として<sup>7)</sup>、アジア・太平洋戦争後の青年学校関係者の運動の意義をあらためて検討することとしたい。

## 1. 敗戦直後における初等後教育改革の動向

### (1) 全国青年学校教育振興協議大会における改革案

赤塚によれば、アジア・太平洋戦争後最初の青年学校教員による全国的な大会は、全国青年学校協会と全国青年師範学校同窓会連盟の共催によって開催された全国青年学校教育振興協議大会(以下、第 1 回大会とする)であった<sup>8)</sup>。

1945 年 11 月 21 日から 22 日にかけて、愛知青年師範学校を会場に開催された第 1 回大会には、青年学校関係者だけでなく、代議士や文部省、愛知県職員などの参加もあり、合計 100 名余りが集まった<sup>9)</sup>。大会では、青年学校の制度機構や青年学校と行政などに関する分科会が設けられ<sup>10)</sup>、研究討議の結果は「全国青年学校教育振興協議大会決議事項」としてまとめられた<sup>11)</sup>。大会主催者である全国青年学校協会の会長であった黒田毅は、第 1 回大会の 1 年後に発行された『青年教育』誌上において、「『過去の教育の全分野を通じ根本的の革新を断行し、教育の機会均等と民主化とを図り以て新日本建設の基盤たらしめよ』と叫び、次の様な改革案を決議し、代表は文相、次官、局長、課長に会見してその速かなる実施を要請したのであった」と回想している<sup>12)</sup>。

黒田の言葉にある「改革案」とは、「決議事項」の「一、青年教育ノ制度機構ニ関スル件」において示された「教育体系図」のことである。「平和日本建設ノタメニハ速ニ教育ノ機会均等ト民主化ヲ図リ之ヲ具体化スルニアリ。〔中略〕従ッテ大衆青年教育制度機構ヲ次ノ如ク革新スルヲ要ス」として、「教育体系図」(以下、第 1 回大会案とする)が決議されたのである(図 1)<sup>13)</sup>。黒田によれば、第 1 回大会案のポイントは次のとおりである<sup>14)</sup>。

- 1、国民学校六ヶ年、青年学校五ヶ年を国民の義務教育の正系とし、青年期の教育は満十二歳より始める。

2、又青年学校は第三学年迄を通年制とし、第四学年以上は定日制とす。

研究科、専修科の課程も設ける。

3、女子青年学校の義務制を速行する。

4、併設校は昭和二十一年三月より全部独立校とする。

5、青年学校は一町村一校を原則とし大都市、小町村に於ける区立、組合立を認む。

6、青年学校の名称は公民学校と改称する。

7、差別待遇の撤廃、義務教育未了者の公民権保留等。

第1回大会案では、12歳以上の教育を青年期の教育として位置づけるとともに、青年学校を「公民学校」(修業年限5年)と改称し、これを男女ともに義務化している。このことは、既存の国民学校高等科を廃止し、青年教育系統の初等後教育機関を青年学校に一本化することを意味している。また、「公民学校」第3学年を「通年制」(フルタイム制)にすることによって、年間200時間程度であった青年学校よりも、その教育の充実を図ろうとしている<sup>15)</sup>。これにくわえて、青年学校と中等学校の間が存在する各種の格差を撤廃し、上級学校への進学や就職にあたって、青年学校卒業者と中等学校卒業者を同等に扱うことを求めていることから、「公民学校」を中等学校に準じた教育機関として位置づけようとしていることがわかる。

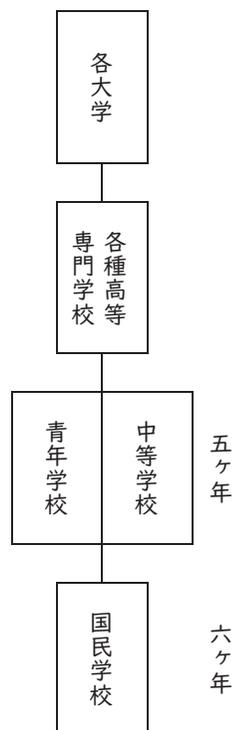


図1 教育体系図

## (2) 第1回大会案と戦前期の改革案との関連

ところで、1930年代には小学校尋常科修了後の初等後教育機関のあり方をめぐってさまざまな団体から学校制度改革案が発表され、教育審議会でも検討されていた<sup>16)</sup>。これらの改革案の多くは、初等後教育機関を中等教育の系統(中学校、高等女学校、実業学校)と青年教育の系統(小学校高等科、青年学校)とに分化させていることに特徴がある。ただし、青年教育の系統のあり方には、ふたつの方向性が確認できる。ひとつは、帝国教育会の改革案などにみられるように、青年学校普通科を廃止して、青年教育系統の教育機関を小学校高等科に一本化し、これを義務化するものである。もうひとつは、教育改革同志会などの改革案にみられるように、小学校高等科を廃止して、青年教育系統の教育機関を青年学校に一本化し、これを義務化するものである。特に、教育改革同志会の学校制度改革案は、青年教育の系統の教育機関を青年学校に一本化するとともに、これを中等学校の一種として位置づけるものであった。

当然のことながら、全国青年学校協会も、このような1930年代の学校制度改革の動向にコミットしていた<sup>17)</sup>。黒田は、当時のことを次のように回想している<sup>18)</sup>。

全国青年学校協会は勤労青年層のため十年一日の如く撓まざる抗議と青年教育の革新運動に終始して来たのであった。特に昭和十四年には「中等学校廃止論」なる印刷物を関係当局貴衆両院議員教育審議会員に配布し学制改革の烽火をあげ、次で「青年学校を中等学校とせよ」の印刷物を前回同様配布して、教育制度の根本的革新を絶叫しつづけたのであった。

黒田の回想からは、全国青年学校協会が、教育改革同志会にみられる方向性と同様に、青年教

育系統の初等後教育機関を青年学校に一本化するとともに、青年学校を中等学校の一種として位置づけようとしていたことがわかる。第1回大会案において、既存の初等後教育機関の枠組みを維持しながら、青年教育系統の教育機関を青年学校に一本化し、これを中等学校に準じた教育機関として位置づけたことは、戦前期から全国青年学校協会が取り組んでいた運動の方向性を継承したものであった。

### (3) 敗戦直後における文部省による改革の動向<sup>19)</sup>

このように、青年学校関係者による運動の方向性は、戦前期からの機会均等運動の延長線上に位置づいていた。とはいえ、戦後の比較的早い時期に第1回大会が開催され、初等後教育機関のあり方について決議していたことの意義を理解するためには、状況の変化にともなう課題をふまえる必要がある。その課題とは、第一に敗戦にともなう青年学校教育振興の必要性、第二に国民学校高等科義務制の施行延期措置への対応である。

第一の課題である敗戦にともなう青年学校教育振興の必要性は、従来の青年学校の性格に起因している。特に、青年学校の中心であった本科男子の「教授及訓練時数」のうち、3分の1程度を「教練科」が占めていたことによる。第1回大会と同じ頃、東京都の青年学校教育の振興策を報じた『朝日新聞』は、戦時下の青年学校について「戦時中教練一本の“兵隊学校”の観があつた」、「働きつゝ、学ぶ勤労青少年層の社会教育をめあてに設置された青年学校は、戦時中教職員の殆ど大半が軍人によつて占められ社会教育の機関としての本来の使命を失つて軍国主義の温床と化した」<sup>20)</sup>と指摘している。それゆえ、敗戦によって、青年学校の存在意義は低下することになったのである。翌年1月の『読売報知』では、青年学校は「授業時間の三分の一を軍事教練にあてゝゐた名ばかりの学校」であり、「従来の組織では生徒に満足を与へられず、つまりは生徒から見放されたのだ」という「当局の弁」を掲載している<sup>21)</sup>。1945年10月28日付の文部省による通牒「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」にも、「巷間青年学校教育ニ付兎角ノ疑念ヲ懷クモノ有之候ニ聞キ及ブ」とあることから、文部省も、戦後の比較的早い段階において、青年学校の不振や存在意義への疑問が生じていることを認識していたことがわかる<sup>22)</sup>。

同時に、この通牒からは、文部省がこの状況に対応しつつあったこともうかがわれる。すなわち、「本省ニ於テモ此ノ際青年学校教育ノ整備拡充ヲ図リ其ノ教育内容ヲ刷新充實セシムベク目下鋭意企画中」であるとして、義務就学者の就学徹底だけでなく、義務のない女子生徒の就学督励について指示するとともに、状況の変化に対応する「青年学校教授及訓練指針」や「青年学校教授及訓練要目」を準備していることを示しているのである<sup>23)</sup>。

第二の課題である国民学校高等科義務制の施行延期措置への対応とは、次のような状況によるものである。1941年に施行された国民学校令（1941年3月1日勅令148号）では、1944年度からの国民学校高等科の義務化を規定していた。また、国民学校令の制定と同時に青年学校令が改正され（1941年3月1日勅令155号）、国民学校高等科の義務化にともない、これと並列する青年学校普通科の廃止も決定していた。ところが、戦況の悪化にともない、1943年10月12日、「義務教育八年制ノ実施ハ当分ノ内之ヲ延期」する措置を含む「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定された。この閣議決定をうけて、1944年2月には国民学校令等戦時特例（1944年2月15日勅令第80号）が公布され、同年4月から予定されていた国民学校高等科義務制と青年学校普通科の廃止が無期延期されることとなった。それゆえ、アジア・太平洋戦争が終わると、延期

されていたこの措置への対応が必要となったのである。

1945年11月の第1回大会後に、青年学校関係者が文部省を訪問し、第1回大会案の速やかな実施を要請したことは先に見たとおりである<sup>24)</sup>。ただし、先に確認した「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」からは、第1回大会開催よりも前から、文部省が青年学校教育の振興策について検討を開始していたことはうかがえる。また、文部省が学校制度改革についても検討していたことは、第1回大会前日の1945年11月20日に文部省総務室によって作成された「劃一教育改革要綱案」<sup>25)</sup>からも明らかである。その意味において、文部省は、青年学校関係者の陳情・要請をきっかけにして、青年学校教育の振興策や学校制度改革の検討を開始したわけではない。

「新教育体制の構成発足に関する省議資料」<sup>26)</sup>として作成された「劃一教育改革要綱案」には「学校ノ程度ハ概ネ国民学校、中等学校（青年学校ヲ含ム）及ビ大学（現制専門学校ヲ含ム）三階級トシ外ニ各種学校ヲ認ム」〔傍点は筆者による〕とある。青年教育系統の初等後教育機関については、国民学校高等科を廃止して青年学校に一本化するとともに、青年学校を中等学校の一種として位置づけている。ここにみられる初等後教育制度改革の方向性は、戦前期の教育改革同志会の学校制度改革案や全国青年学校協会による運動の方向性と共通している。全国青年学校協会第1回大会案と文部省との間には、改革の基本的な方向性において大きな違いは確認できないのである。

## 2. 米国教育使節団報告書と初等後教育制度改革の動向

### (1) 全国青年教育振興協議会における改革案

1945年11月の第1回大会の約半年後の1946年6月8日から9日にかけて、静岡県三島市において、全国青年教育振興協議会が開催された（以下、第2回大会とする）。前年11月に開催された第1回大会と同様に、全国青年学校協会と全国青年師範学校同窓会連盟の共催によるものであり、名称は異なるものの、実質的には戦後2回目の青年学校関係者による全国的な集まりであった<sup>27)</sup>。

全国38府県の代表者300人余りが参加した第2回大会<sup>28)</sup>では、「1、貧富ニヨル差別的取扱ヲ排除シ教育ノ機会均等ヲ実現スル」、「2、教育内容ヲ充実シテ義務教育ノ年限ヲ短縮スル」、「3、勤労ヲ重視シ従来ノ抽象形式教育ヲ是正スル」、「4、勤労青少年教育ノタメアラユル教育機関ノ門戸ヲ解放スル」、「5、入学試験ノ弊害ヲ排除スル」という「改革案ノ根本精神」に基づいた「新学校系統図」〔以下、第2回大会案とする〕が決議された（図2）<sup>29)</sup>。

この大会で決議された「三、学制改革ノ要点」は、以下の通りである。

学校ヲ分チテ初等学校、公民学校、高等学校、大学及大学院トス

#### 1、初等学校

初等学校ハ六ヶ年トシ国民的基礎教育ヲ施ス

#### 2、公民学校

イ、初等学校修了者全員ヲ収容シ三ヶ年ノ教育ヲ施ス

ロ、公民学校ハ町村一校ヲ原則トシ郷土・産業振興ノ中心人物育成ヲ主眼トスル

ハ、初等学校、公民学校ヲ義務教育トシ之ガ経費ハ全額国库負担トス

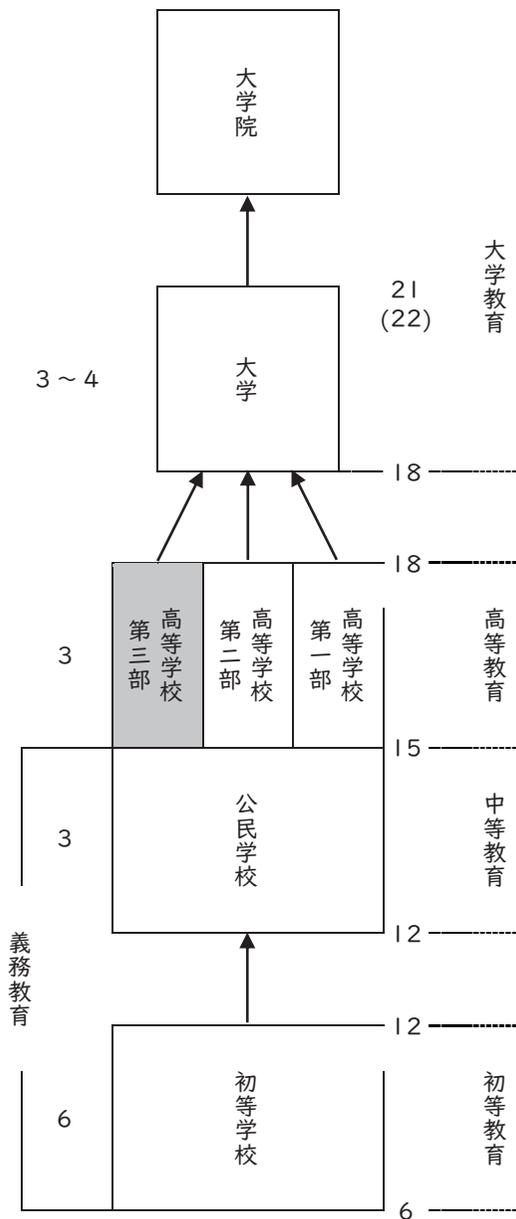


図2 新学校系統図

備考：高等学校第三部はパートタイム。

### 3、高等学校

- 高等学校ヲ分チテ<sup>マ</sup>高等学校第一部、同第二部、同第三部トスル
- イ、高等学校第一部ハ学理ノ研究ニ重点ヲ置キ大学進学ノ予備校タラシム（三ヶ年）
- ロ、高等学校第二部ハ専門ノ學術技芸ヲ研修スル（三ヶ年）
- ハ、高等学校第三部ハパートタイム制トシ勤勞青年ニ高等実業教育ヲ施ス（二年—三年）

## 4、大学及び大学院〔略〕

## 5、教員養成機関〔略〕

このように、第2回大会案は、国民学校高等科、青年学校、中等学校に分かれていた既存の初等後教育機関のうち、その前期を「公民学校」(修業年限3年)に、後期を「高等学校」(修業年限3年)に一本化するものであった。また、「公民学校」については、「初等学校」とともに義務教育としている。さらに、「高等学校」については、「学理ノ研究ニ重点ヲ置キ大学進学ノ予備校ヲラシム」フルタイム制の第一部、「専門的學術技芸ヲ研修スル」フルタイム制の第二部、「勤労青年ニ高等実業教育ヲ施ス」パートタイム制の第三部を置き、内部で種別化している。この「高等学校」の構想は、既存の中学校と高等女学校を第一部、実業学校を第二部、青年学校を第三部とするものであったと考えられる。

赤塚は、第1回大会案と第2回大会案にみられる初等後教育制度構想の変化について、米国教育使節団報告書が参考にされたことは「十分推察される」と述べるにとどまっている<sup>30)</sup>。この点について、黒田は「この大会に於ては社会情勢の変化、米国教育使節団の意見等を勘案して、安城大会〔第1回大会一筆者注〕より前進した極めて進歩的な案となつて決議発表されたのである」〔傍点は筆者による〕<sup>31)</sup>と述べており、両大会の初等後教育制度構想に確認できる変化が米国教育使節団の影響を受けたものであったことは明らかである。

## (2) 米国教育使節団報告書における初等後教育制度改革案

3月5日から6日にかけて来日した米国教育使節団は、3月末にマッカーサー連合軍最高司令官に対して報告書を提出した。この報告書がいわゆる六三三制の学校制度を勧告していることは、周知のとおりである。

報告書の第三章「初等及び中等学校の教育行政」では、初等教育機関について「小学校の修業年限は六ヶ年に定むべきであると我々は信ずる」と述べたうえで、「小学校の次の三ヶ年を、あらゆる男女生徒のために『下級中等学校』を創設し、『下級中等学校』を三年間または満十六歳まで義務教育にするやうすすめる」、「『下級中等学校』は無月謝にすべきである」と勧告した<sup>32)</sup>。さらに、報告書では、「『下級中等学校』の後に、無月謝で希望者はたれでも入学できる三年制の『上級中等学校』の開設を勧める」として、「これらの学校は、家事、農業、商業及び工業教育の課程のみならず、なほまた専門学校及び大学の入学準備になる学究的な課程も含むべきである」とも勧告している<sup>33)</sup>。これにくわえて、これらの学校は「小学校高等科、中学校、高等女学校、職業学校、青年学校等をふくみ、更に師範学校予科もふくむ」と説明しているように、既存の初等後教育機関を一元化した学校制度を勧告しているのである<sup>34)</sup>。この報告書の内容の詳細は、4月8日付の新聞各紙で報じられ、一般の知るところとなった<sup>35)</sup>。

報告書において、初等後教育機関を一元化し、これを前期(修業年限3年)と後期(修業年限3年)に分けている点は、第2回大会案と同一の構造である。また、「上級中等学校」を上級学校入学準備のための課程と実業教育のための課程と分けていることも、第二回大会案と同じである。さらに、報告書にある「上級中等学校」が青年学校を包含するものであったことに鑑みると、勤労青年を対象としたパートタイムの課程も想定されていたと考えられる。第2回大会案は、このパートタイム課程を「高等学校第三部」として明確に示したものとといえるのである。

### (3) 文部省における初等後教育制度改革の動向<sup>36)</sup>

他方で、文部省は、「劃一教育改革要綱案」の作成後も、学校制度の検討を続けていた。

米国教育使節団来日中の3月23日付の『教育新聞』には、米国教育使節団と日本側教育家委員会によって構成された「委員会第二部」に対して、文部省から「国民学校改革試案要項」が提示されたことが報じられている。これは、国民学校の修業年限を6年とし、「高等科は青年学校(通年昼間制)に編成し男女義務教育とする」案であった<sup>37)</sup>。

これと軌を一にするかのように、文部省は、1946年3月26日付で「青年学校制度刷新要綱案」を作成している<sup>38)</sup>。その主な内容は、①青年学校を中等学校令による中等学校の一種とすること、②青年学校の課程は本科(5年)及び研究科(1年)とすること、③本科の第一学年から第三学年は「通日通年制」(フルタイム制)とし、第四学年と第五学年は「時間制(通日通年制、夜間通年制、昼間部分制)」(パートタイム制)すること、④男女ともに満17歳の属する学年まで義務制とすること、⑤国民学校高等科と青年学校普通科を廃止すること、などである。

この案はさらに検討が進められたようであり、1946年4月16日付の『読売報知』紙上では「生れる公民実務校」として、次のように報じられている<sup>39)</sup>。第2回大会を前に、この記事が青年学校関係者の目に留まったことは想像に難くない。

全国生徒の八割強を含む青年学校の全体的方向はいつたい何処に指向されるべきなのか、〔中略〕万途に迷つてゐた文部当局もやうやく青年学校の更生に乗り出し青年学校刷新要領が出来あがつた、この文部省案のうちで特筆すべきことは

一、従来の青年学校並に国民学校高等科を廃止し新たに公民実務学校(仮称)を制定、男女とも本科三年を義務制とし、入学資格は国民学校初等科終了者として雇用主に就学の義務を課す、また就学奨励金を交付して就学の完成を期したこと

二〔略〕

教科は公民、職業、普通、理、保健、芸能科の各科および家庭科(女子)にわかれ、課程は基本課程(義務)及び増加課程とし生徒の選択にまかせ、基本課程は第一、第二学年は一ヶ年八四〇時以上、第三学年は四二〇時以上、増加課程は一ヶ年二一〇時程度で殆ど現在の中等学校と遜色はない

ただし、これも検討途中の内容であり、これが報じられた4月16日には「青年学校教育制度刷新要領」<sup>40)</sup>が起案されている。「我が国ニ於ケル青年期ノ教育ハ之ヲ大多数ヲ占ムル男女一般青年ノ教育ニ重点ヲ置クコト」、「国民ノ教養文化ノ水準ヲ昂ムルタメ青年学校並ニ国民学校高等科ノ教育制度ヲ刷新改善シ其ノ教育内容ヲ中等学校程度ニ拡充スルコト」などを「刷新目標」としたこの案では、新聞報道にあった「公民実務学校」は「実務中学校」とあらためられた。また、その課程も、義務制で「通日通年制」の「前期」(修業年限3年)と「後期」(修業年限3年)の課程にあらためられている。さらに、「実務中学校」の「前期在学者」は中等学校の相当学年に転入学することができ、「後期修了者」は上級学校の受験資格を得ることができるものとされている。「青年学校制度刷新要綱案」から「青年学校教育制度刷新要領」の実務中学校構想への変化は、米国教育使節団報告書の内容を反映したものといえよう。文部省は、第2回大会よりも2か月早い段階で、第2回大会案とその方向性や学校体系において同一の構想を立案していたのである。

#### (4) 憲法改正草案における義務教育の範囲

ところで、1946年4月17日に「憲法改正草案」が枢密院に諮詢されると、翌日の新聞各紙はその内容を紹介し、一般の目に触れることになった<sup>41)</sup>。6月に開催された第2回大会では、学校制度改革に関する決議と同時に、「憲法草案及国庫補助法ニ関スル件」として、「憲法草案第二十四条第二項ニ『スベテ国民ハ其ノ保護スル児童ニ初等教育ヲ受ケサセル義務ヲ負フ』トアルヲ『スベテ国民ハ其ノ保護スル青少年ニ法律ノ定メル年齢マデ教育ヲ受ケサセル義務ヲ負ウ』ト修正セラレタキコト」として、「青少年の就学義務を憲法に明記」することを決議している<sup>42)</sup>。この決議は、憲法において義務教育の対象を「児童」とし、その範囲を「初等教育」と規定することによって、「公民学校」の義務化が不可能になることを危惧したものであった。

ただし、同じ頃、文部省も、憲法改正草案において義務教育の範囲を「初等教育」に限定していることの問題性を認識していた。6月20日に帝国議会に提出された「帝国憲法改正案」でも「憲法改正草案」の義務教育規定が維持されていたが、議会での審議にあたって文部省が作成した「憲法改正草案答弁資料」(1946年6月)では、「青年学校の義務制は憲法違反ではないか」という疑義を想定した問答が作成されているのである。想定問答では、この疑義に対して以下のような「答」が用意された<sup>43)</sup>。

答 憲法が初等教育の義務制を規定致しましたのは初等教育の重要なことを明らかにし国民の最小限の義務として之を受けしむることを憲法によって保証したものであつてこれ以外に教育に関しては国民に義務を課することが出来ない趣旨ではないのであり従つて青年学校の義務制も憲法違反ではないものと存じます。

また、議会における審議においても、憲法担当の金森徳次郎国務大臣や田中耕太郎文部大臣から、答弁資料と同様の答弁がなされている<sup>44)</sup>。つまり、政府・文部省は、憲法改正草案の規定であっても、「初等教育」を超える義務教育が可能であるとの認識を有していたのである。その意味において、青年学校協会の決議の内容とは齟齬をきたさないものであった。

### 3. 義務教育年限延長問題をめぐる動向

#### (1) 全国青年教育大会にみる義務教育年限延長問題

1945年10月18日から19日にかけて、東京の日本教育会館において、全国青年教育大会が開催された(以下、第3回大会とする)。日程表には「黒田会長」による挨拶があることから、黒田毅が会長を務めた青年学校協会の主催であったと推測される<sup>45)</sup>。この大会には、31都府県の代表50余名が出席した<sup>46)</sup>。また、来賓として、GHQ民間情報教育局中等教育課のオズボーン、教育刷新委員会の委員であった城戸幡太郎、川本宇之介、有賀三二、牛山栄治、名倉愛吉、山極武利、菊地龍道のほか、文部省青少年教育課長や文部省視学官らも招かれた<sup>47)</sup>。

第一日目の10月18日には、黒田から「学制改革の情勢」として「終戦後の大衆青年教育に就いての文部省の不信、無力に対する吾等の態度、学制改革の如きも楽観出来ない。正確なる統計によってマ司令部を動かすことが必要だから協力されたい」<sup>48)</sup>と文部省に対する不信やGHQへの働きかけの必要性が提起された。また、「緊急動議」として、教育刷新委員会の委員に協会の代表を任命するよう陳情することが提案され、決定されている<sup>49)</sup>。ここからは、文部省の青年学校改革の動きに対する不信感だけでなく、関係者に積極的に働きかけたり、自らも改革の主体とし

て活動する必要性を強く認識していたことがわかる。ただし、この大会に招かれた来賓のうち、有賀三二や牛山栄治は東京都の青年学校長であった。有賀が会長であった東京都青年学校長会と牛山が会長であった全国青年学校教員会は、全国青年学校協会とは異なる活動をしていた<sup>50)</sup>。「緊急動議」の提出は、青年学校関係者が一枚岩ではなかったことも一因であったと考えられる。

ところで、この大会では、「教育制度革新の原則決議」と題して次のような決議がなされた<sup>51)</sup>。そして、大会終了後にはこの決議を GHQ、文部省、教育刷新委員会、議会などに代表者が持参し説明を行っている<sup>52)</sup>。

- 一、教育制度の革新は昭和二十二年四月より断行する。
- 二、新制度は六、三、三、案を併用し、校名は初等学校、中等学校、高等学校とする。
- 三、普通教育は十八歳迄とし男女、貧富、都鄙の差別なく自由平等に進学し得る制度とする。
- 四、六、三、三案の最後の三年には必ず、フルタイムとパートタイムとの制度を併置し、同一の教師による授業を受け得る如くする。
- 五、六、三、三各クラスの学校はすべて各々独立学校として専任校長をおき各市町村に設ける。但し地方の実情によって組合立も認めること。

〔以下略〕

このうち、第三項の 18 歳までを普通教育とすることは、18 歳までを義務教育とするものとして捉えられていた<sup>53)</sup>。結果的には、18 歳までの義務制が決議されることになった。これは、第 2 回大会の決議で 15 歳までを義務制としていたことと比較すると 3 年の延長となる。他方で、第四項の「高等学校」にあたる部分について、フルタイム（全日制）だけでなく、パートタイム（定時制）の課程を併置することは、第 2 回大会案を継承していた。また、第五項の「独立学校として専任校長を置き市町村に設ける」という内容は、第 1 回大会案の「4、併設青年学校ハ昭和二十一年三月ヲ期シ全部独立青年学校トスルコト」を引き継ぐ内容であった。その意味において、この時点における青年学校協会としての主張の重点は義務教育年限の延長にあった<sup>54)</sup>。

## （2）憲法改正と義務教育の範囲をめぐる動向

先に述べたように、文部省は、憲法改正案の義務教育規定、すなわち義務教育の範囲を「初等教育」とした規定であっても、これを超える教育を義務教育とすることが可能であるとの解釈を示していた。ところが、その後、別の解釈があり得ることが、文部省内から示されることとなった。

文部省は、1946 年 7 月、臨時法制調査会幹事会の求めに応じて、「現行教育法令中憲法改正草案に抵触すると思はれる部分について」をまとめているが<sup>55)</sup>、この文書の作成にあたって青少年課が作成した文書には、「年齢満十四歳ヲ超エ満十九歳ニ至ル迄ノ男子ノ義務就学」としていることについて、次のような記述が確認できる〔傍点は筆者による〕<sup>56)</sup>。

草案ノ規程スル義務教育ハ基本的ナル最低限ノ義務ヲ規定スルモノニシテ別ニ法律ヲ以テ義務教育ヲ拡張セラレ得ルトセバ草案第二十四条ニハ抵触セズ〔。〕尚草案ヲ別解釈ニヨリ法律ヲ以テ別段ノ義務ヲ課シ得ル規定ヲナシ得ザル場合ニハ児童ノ意<sup>〔一字欠〕</sup>□ヲ青年前期ニアルスベテノ者ヲ包<sup>〔一字欠〕</sup>□スルモノトシ又初等教育ヲ普通教育又ハ基礎教育ト同意語ノモノト解シ教育使節団報告書等ニアル如キ下級中等学校ノ教育課程迄ヲ含メタルモノヲ義務教育トナスコトトセバ青年後期ノ義務教育ハ草案第二十四条ニ抵触スルモノト解シ研究ヲ要ス

つまり、米国教育使節団報告書が「下級中等学校」までを義務制としていることをふまえると、憲法において規定する義務教育の範囲を「初等教育」とした場合には、「青年前期」の教育の義務化は可能だとしても、「青年後期」の教育の義務化については疑問が残るというのである。とはいえ、この文部省の解釈をふまえれば、「青年前期」、すなわち前期初等後教育の義務化は、憲法教育条項が修正されなくても可能であった。

その後、帝国議会では、青年学校関係者による働きかけもあり、義務教育条項の「児童」が「子女」に、「初等教育」が「普通教育」にあらためられることとなった<sup>57)</sup>。この修正は、「青年後期」、すなわち後期初等後教育の義務化への疑義を払拭するものであった。この修正案は、衆議院では8月24日、参議院では10月7日に可決された。その後、10月12日には、修正された「帝国憲法改正案」が枢密院に再諮詢され、10月29日には全会一致で可決された。これが、11月3日に、「日本国憲法」として公布されることになる。

### (3) 教育刷新委員会における義務教育年限延長問題

議会における憲法改正審議と並行して、教育刷新委員会では、学校制度改革に関する審議が行われていた<sup>58)</sup>。教育刷新委員会では、第二特別委員会が下級学校体系に関する事項を、第五特別委員会が上級学校体系に関する事項を担当した。

10月3日から審議を開始した第二特別委員会は、第8回総会（10月25日）において、「国民学校初等科につづく教育機関の問題」として、義務制・全日制・男女共学の「中学校」(修業年限3年)の創設を報告した<sup>59)</sup>。さらに、第11回総会（11月15日）では、「中学校に続くべき教育機関の問題」と題する次のような中間報告を提出している<sup>60)</sup>。

#### ○中学校に続くべき教育機関の問題

- 一、三年制の高等学校を設ける。但し四年制、五年制のものも設けても差支へない。
- 二、右の高等学校には全日制のものと定時制のものがあること。
- 三、右の高等学校は必ずしも男女共学でなくともよいこと。
- 四、右の高等学校は普通教育並に専門教育を行ふものとする。
- 五、男女十八才未満の者は一ヶ年一定時間の普通教育を受くるものとする。

第11回総会でこれを説明した戸田貞三（第二特別委員会主査）は、「今日の中間報告の一番大切な所は此の五番目にあるのであります」<sup>61)</sup>と述べているように、「青年後期」の教育機関のパートタイム義務制は、「中学校に続くべき教育機関の問題」に関する議論の論点の中心であった。その論点は、先に文部省青少年課が「現行教育法令中憲法改正草案に抵触すると思はれる部分について」で指摘した「青年後期」の教育の義務化の可否であった。既に日本国憲法が公布された段階、つまり憲法改正案の「初等教育」が「普通教育」に修正されたにもかかわらず、教育刷新委員会では、依然として「青年後期」における「普通教育」の義務化に対しても疑問が呈されていたのである。

その後の総会における審議では、18歳までの普通教育を義務教育とすることについて、その趣旨には賛同するものの、実際には消極的な者や疑問を呈する者も少なくなかった。そのため、「六三の義務教育の上に続く学校は三（仮称高等学校）四（大学）を原則とすること」という中間報告<sup>62)</sup>を提出していた第五特別委員会が、第二特別委員会とも協議のうえ、第14回総会（12月6日）において、次のような追加報告をすることになった<sup>63)</sup>。

#### 第五特別委員会中間報告追加（昭和二一・一二・五）

保護者並に雇用者は満十八歳未満の者が一年を通じて一定時間の学校教育を受けることを妨げてはならないといふことの法的措置を講ずること。

定時制の公立の仮称高等学校の教員給料の負担主体は義務制の学校に準ずること。

第二特別委員会の中間報告が「高等学校」における普通教育について義務化しようとするものであったのに対して、第五特別委員会の中間報告は、義務化するものではないが、意欲ある者の就学を妨げないという趣旨である。この二つの案については、第16回総会（12月20日）において、出席委員の多数決による採決が行われ、第二特別委員会の中間報告が採択された。ここで採択された内容は、教育刷新委員会決議第1回報告における「中学校に続く教育機関について」として、12月27日にとり、内閣総理大臣に対して報告された<sup>64</sup>。

教育刷新委員会において、「青年後期」にあたる教育の義務化が論点になっていた時期に開催されたのが第3回大会であった。また、12月5日には、第4回にあたる全国青年教育大会が静岡県伊東町において開催され、全国各ブロック代表や青年教育連盟の役員など300名以上が参加した<sup>65</sup>。第4回大会では「下級中学校」に関することとともに、「上級中学校」に関する事項について決議されている。特に、「上級中学校」を「高等学校」とするとともに、この教育を義務化し、労働基準法や「教育根本法」にこれを明記することなどが掲げられ<sup>66</sup>、大会終了後には、これまでの大会と同様に、GHQや内閣、各政党本部、教育刷新委員会への働きかけがなされた<sup>67</sup>。

教育刷新委員会第13回総会（11月29日）における「高等学校」教育の義務化をめぐる議論の中で、安倍能成委員長は「是〔18歳未満の者に対して毎年一定時間普通教育を受けさせること―筆者注〕は特に青年学校側からの非常に熱烈な御希望なんであります」<sup>68</sup>と発言していることからわかるように、青年学校関係者の運動は、「青年後期」の教育の義務化をめぐる教育刷新委員会における議論に大きな影響を与えたのである。

## おわりに

本稿では、戦前から機会均等運動を展開していた全国青年学校協会を対象として、文部省や米国教育使節団、教育刷新委員会における学校制度改革をめぐる動向や憲法改正過程なども視野に入れながら、その初等後教育制度改革構想の意義を検討してきた。

戦前の運動を継承した第1回大会の改革案は、第2回大会の段階では米国教育使節団報告書の影響を受けて、いわゆる六三三制の学校制度へと変化し、義務教育年限も9年となった。ただし、この構想は、全国青年学校協会の大会よりも前に、文部省において検討・立案されていた内容と同一であった。その意味において、全国青年学校協会の決議は、新たな制度を提案するものではなかったといえよう。

また、憲法改正案の義務教育規定が、対象を「児童」とし、その範囲を「初等教育」限定していたことについても、文部省はその問題を認識していた。とはいえ、文部省は、憲法において義務教育の範囲を「初等教育」としていたとしても、「青年前期」の教育の義務化については可能であるとの解釈をしていた。このことに鑑みれば、「青年学校による機会均等運動の主軸としての憲法改正案第二四条の修正運動は、前期中等教育の義務制成立に決定的ともいえる影響を与えた」<sup>69</sup>との評価は適切とはいえない。

第3回大会以降の青年学校関係者の運動が、教育刷新委員会において「男女十八才未満のものは一ヶ年一定時間の普通教育を受くこととすること」を採択したことに与えた影響は、安倍委員長の発言からも明らかである。また、これが教育刷新委員会の決議として内閣総理大臣に「報告」されることにもなった。これに鑑みれば、青年学校関係者の運動の影響は、「前期中等教育」の義務化よりも、「青年後期」、すなわち初等後教育の後期の義務化をめぐる動向に大きな影響を与えたと評価すべきである。

たしかに、教育刷新委員会の報告にある「男女十八才未満のものは一ヶ年一定時間の普通教育を受くこととすること」は、学校教育法に規定されることはなかった。しかし、新制高等学校制度の発足にあたって、文部省が「希望者全部の入学できることが理想である」<sup>70)</sup>と希望者全入の理念が掲げたことは、全国青年学校協会の運動の趣旨を引き継ぐものでもあったといえよう。

- 1) たとえば、山内太郎編『学校制度』(戦後日本の教育改革第5巻) 東京大学出版会、1972年。三羽光彦『六・三・三制の成立』法律文化社、1999年など。また、赤塚康夫『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』(クリエイティブ21、2002年)は、青年学校関係者の運動資料をまとめるとともに、これに関する考察を行っている。
- 2) 赤塚康夫『新制中学校成立史研究』明治図書、1978年、134頁。
- 3) 『大日本帝国文部省年報』(第67年報・下巻) 文部省、1946年。なお、同じ年の中等教育系統の初等後教育機関について確認すると、中学校の入学者は9万4845人、高等女学校12万1110人、実業学校22万2152人である。
- 4) 前掲『大日本帝国文部省年報』(第67年報・下巻)。
- 5) 赤塚も、青年学校関係者の運動が後期中等教育の義務化を視野に入れていたことは指摘している(前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』)。
- 6) 大島宏「敗戦直後における文部省の初等後教育制度改革構想—「中等学校令中改正等ノ件」をめぐって—」『日本の教育史学』第44集、2001年。大島宏「憲法改正過程における教育条項の修正—義務教育の範囲と青年学校改革案との関係を中心として—」『日本の教育史学』第54集、2011年。大島宏「アジア・太平洋戦争敗戦直後における青年学校カリキュラム改革の動向—「教授及訓練科目要旨」・「教授及訓練要目」の修正案をめぐって—」『日本教育史学会紀要』第4巻、2014年。
- 7) 全国青年学校協会の詳細は不明であるが、戦前から組織された青年学校関係者による団体である。戦後初期の大会には各地から参加者があり、全国的な組織であった。
- 8) 前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』64頁。
- 9) 愛知県年師範学校同窓会史編集委員会編『愛知青年師範学校同窓会史』愛知青年師範同窓会、1979年、39頁。
- 10) 前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』64頁。前掲『愛知青年師範学校同窓会史』39頁。
- 11) 「全国青年学校教育振興協議大会決議事項」前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』148頁～153頁。
- 12) 黒田毅「青年教育は重視されて来たか」『青年教育』創刊号、日本経国社、1946年12月、8頁。
- 13) 前掲「全国青年教育振興協議大会決議事項」。
- 14) 前掲「青年教育は重視されて来たか」『青年教育』創刊号、8頁。
- 15) 青年学校令施行規則(1939年4月26日文部省令第24号)によれば、青年学校普通科の「教授及訓練時数」は男女ともに年間210時間であった。また、本科については、本科の男子第一学年から第二学年までと女子(第一学年から第三学年)が年間210時間、本科の男子第三学年から第五学年までは

- 年間180時間であった。
- 16) 1930年代の学校制度改革をめぐる動向については、米田俊彦『教育審議会の研究 中等教育改革』（野間教育研究所、1994年）および米田俊彦『教育審議会の研究 青年学校改革』（野間教育研究所、1995年）を参照のこと。
  - 17) たとえば、前掲『新制中学校成立史研究』を参照。
  - 18) 前掲「青年教育は重視されて来たか」『青年教育』創刊号、7頁。
  - 19) 敗戦直後の青年学校の状況や文部省による青年学校教育振興策については、前掲「アジア・太平洋戦争敗戦直後における青年学校カリキュラム改革の動向―「教授及び訓練科目要旨」・「教授及訓練要目」の修正案をめぐる―」を参照のこと。また、文部省による初等後教育制度改革構想については、前掲「敗戦直後における文部省の初等後教育制度改革構想―「中等学校令中改正等ノ件」をめぐる―」も参照のこと。
  - 20) 「生れ変わる都青年校 教練を政治へ切換え」『朝日新聞』1945年11月26日付。
  - 21) 「青年学校 卒業資格も格上げ 優秀教員の力で虚脱状態に“活”」『読売報知』1946年1月24日付。
  - 22) 「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(1945年10月28日発学4号、文部次官発・商工次官宛)『施行文書原議(局受)綴(総務課関係) 自昭和20年至昭和21年 1』国立公文書館所蔵。「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(1945年10月28日発学4号、文部省学校教育局長発・東京都長官宛)『終戦二伴フ青年学校関係重要書類』東京都教育局・東京都青年学校教員会・東京都私立青年学校協会、発行日不詳)。
  - 23) 前掲「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(文部次官発・商工次官宛)。前掲「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(文部省学校教育局長発・東京都長官宛)。
  - 24) 前掲「青年教育は重視されて来たか」『青年教育』創刊号、8頁～9頁。
  - 25) 「劃一教育改革要綱案」『戦後教育資料』I-4、国立教育政策研究所所蔵。
  - 26) 戦後教育資料収集委員会編『戦後教育資料総合目録』1965年、1頁。
  - 27) 前掲『戦後教育改革と青年学校―資料で見る機会均等運動の展開―』67頁。
  - 28) 前掲「青年教育は重視されて来たか」『青年教育』創刊号、9頁。
  - 29) 「(第二回)全国青年教育振興協議会議決事項(昭和二十一年六月八、九日於三島市)」前掲『戦後教育改革と青年学校―資料で見る機会均等運動の展開―』157頁～159頁。
  - 30) 前掲『戦後教育改革と青年学校―資料で見る機会均等運動の展開―』30頁。
  - 31) 前掲「青年教育は重視されて来たか」『青年教育』創刊号、9頁。
  - 32) 『近代日本教育制度史料』第18巻、講談社、1964年、541頁～542頁。
  - 33) 前掲『近代日本教育制度史料』第18巻、542頁。
  - 34) 前掲『近代日本教育制度史料』第18巻、542頁。
  - 35) 「義務教育は九年制 米使節団の報告書発表」『朝日新聞』1946年4月8日付。「米教育使節団の報告内容」『読売報知』1946年4月8日付。「米教育使節団、日本教育改革の報告書を提出」『毎日新聞』1946年4月8日付。
  - 36) 文部省による初等後教育制度改革構想については、前掲「敗戦直後における文部省の初等後教育制度改革構想―「中等学校令中改正等ノ件」をめぐる―」も参照のこと。
  - 37) 「文部省 国民学校改革試案要項」『教育新聞』1946年3月23日付。
  - 38) 「青年学校制度刷新要綱案」『戦後教育資料』VIII-46、国立教育政策研究所所蔵。
  - 39) 「生れる公民実務校」『読売報知』1946年4月16日付。
  - 40) 「青年学校教育制度刷新 昭21」国立教育政策研究所所蔵。
  - 41) 「画期の憲法案正文 平仮名で口語体」『朝日新聞』4月18日付。「新憲法案の全条文内容 日本国憲法」『読売報知』4月18日付。
  - 42) 「(第二回)全国青年教育振興協議会議決事項(昭和二十一年六月八、九日於三島市)」前掲『戦後教育改革と青年学校―資料で見る機会均等運動の展開―』157頁～159頁。

- 43) 「憲法改正草案関係答弁資料」『田中二郎氏教育関係文書』I-144、国立教育政策研究所所蔵。
- 44) 憲法改正過程における教育条項の変化については、前掲「憲法改正過程における教育条項の修正—義務教育の範囲と青年学校改革案との関係を中心として—」を参照のこと。
- 45) 「全国青年教育大会日程」前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』184頁～185頁。
- 46) 前掲『愛知青年師範学校同窓会史』42頁。
- 47) 「全国青年教育大会来賓者名」。前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』185頁。
- 48) 「全国青年教育大会報告書」前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』178頁～184頁。
- 49) 前掲「全国青年教育大会報告書」。
- 50) たとえば、東京都青年学校長会は、1946年3月8日から9日にかけて、大日本教育会と共催で、新日本青年教育振興協議会を開催している（「青年教育の振興協議」『朝日新聞』1946年3月8日付）。また、牛山は全国青年学校協会の改革案とは異なる「学校教育制度改革私見」をまとめ、米国教育使節団に働きかけていた（牛山栄治「学制改革問題私見」前掲『青年教育』創刊号）。
- 51) 「第三回全国青年教育大会決議事項」前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』クリエイティブ21、2002年、185頁～186頁。
- 52) 前掲『愛知青年師範学校同窓会史』43頁。
- 53) 前掲「全国青年教育大会報告書」。
- 54) なお、黒田は、1946年12月の『青年教育』誌上で、「青年期の教育を正系化する為には現在の日本で重大なる根基となるべきものに憲法の義務教育の決定と義務教育費の負担問題がある」と述べ、憲法改正案の義務教育規定が「初等教育」に限定されていることの問題を指摘している（前掲「青年教育は重視されて来たか」『青年教育』創刊号、9頁～10頁）。
- 55) 「現行教育法令中憲法改正草案の規程に抵触すると思はれる部分について」(1946年7月16日起案)『辻田力旧蔵資料』I-5-1、国立教育政策研究所所蔵。
- 56) 「憲法改正草案ニ対スル現行法令トノ関係」(学校教育局青少年教育課)『辻田力旧蔵資料』I-3-4、国立教育政策研究所所蔵。
- 57) この修正に果たした青年学校関係者の役割については、前掲『新制中学校成立史研究』を参照のこと。また、修正の経緯は、前掲「憲法改正過程における教育条項の修正—義務教育の範囲と青年学校改革案との関係を中心として—」を参照のこと。
- 58) 教育刷新委員会は、「教育刷新委員会官制」(1946年8月10日勅令第373号)によって設置された「教育に関する重要事項の調査審議」を行う合議制の機関である。第1回総会（1946年9月7日）において、山崎匡輔文部次官から「本委員会は、政府で作って居ります臨時法制調査会の教育部門を全面的にお引受けを願わなければ相成らないという形になって居ります」(日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第1巻、岩波書店、1994年、14頁)と説明されたように、戦後教育改革における教育制度の構築にあたって重要な役割を果たした。
- 59) 「第二特別委員会中間報告」『教育刷新委員会総会配布資料 第1回～第10回総会1（昭21.3～昭21.11）』国立公文書館所蔵。
- 60) 「中学校に続くべき教育機関の問題」『教育刷新委員会総会配布資料 第11回～第35回総会2（昭21.11～昭22.4）』国立公文書館所蔵。
- 61) 前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第1巻、235頁。
- 62) 「第5特別委員会中間報告」前掲『教育刷新委員会総会配布資料 第11回～第35回総会2（昭21.11～昭22.4）』。
- 63) 「第5特別委員会中間報告追加」前掲『教育刷新委員会総会配布資料 第11回～第35回総会2（昭21.11～昭22.4）』。

- 64) 「教育の理念及び教育基本法に関すること外三件」『公文雑纂』昭和22年・第3巻・内閣三、国立公文書館所蔵。日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(第13巻) 岩波書店、1998年、56頁。
- 65) 前掲『愛知県青年師範学校同窓会史』43頁。青年教育連盟は全国青年学校教員会、全国青年学校協会、全国私立青年学校連名、全国青年学校教員組合、全国青年師範学校同窓会連盟などの青年学校関係団体が相互に連携し、青年学校教育の発展を図ることを目的として、1946年10月に結成された(前掲『愛知青年師範学校同窓会史』43頁)。会長には日本青年団副団長の朝比奈策太郎が就任した。『教育新聞』によれば、8月6日に関係者が集まり、役員を選出や規約を決定している(『青年教育連盟』結成)『教育新聞』1946年8月10日付)。
- 66) 「六、三、三、教育制度の具体案(昭和二一、一二、五)」前掲『戦後教育改革と青年学校—資料で見る機会均等運動の展開—』188頁～191頁。
- 67) 前掲『愛知青年師範学校同窓会史』44頁～45頁。
- 68) 前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第1巻、297頁。
- 69) 前掲『新制中学校成立史研究』134頁。
- 70) 「新学校制度実施準備の案内」『近代教育制度史料』第23巻、講談社、1964年、252頁。